

実施要領

- 1 業務名 安佐北区内道路危険木伐採その他業務 [その2] (単価契約)
- 2 履行場所 安佐北区可部・安佐地区一円
- 3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 入札に付する工種及び他の工種の契約単価の決定
 - (1) 入札に付する工種は、業務の実施が標準的である12号工(設計書のうち工種・名称:12号工 危険木伐採(運搬なし・現地処分)法面 C=60cm以上120cm未満とする。

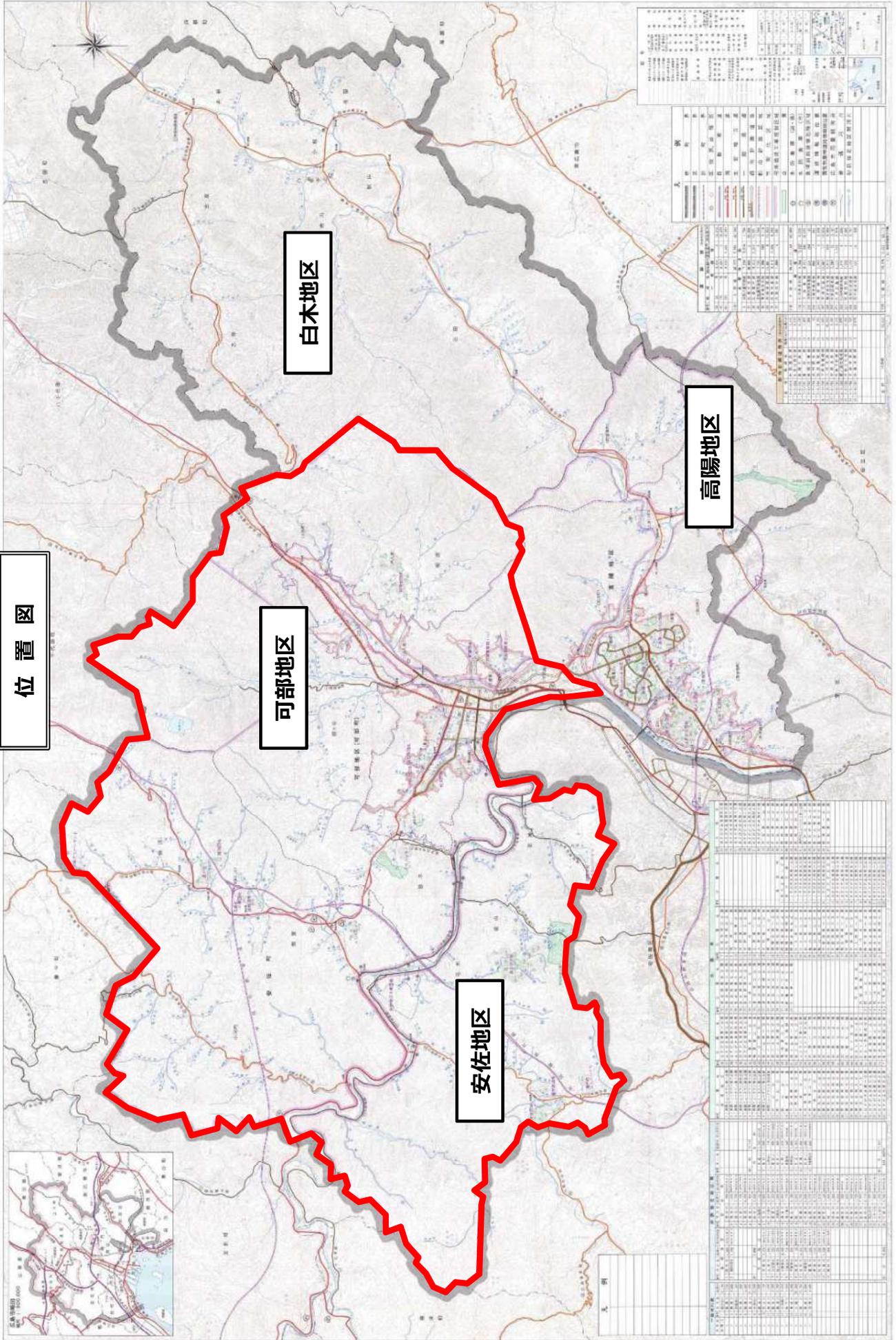
この12号工種を対象に、入札後資格確認型一般競争入札の方法により入札を実施し、落札者を決定する。
 - (2) 他の工種については、落札した12号工種の単価(消費税及び地方消費税相当額を除く。)と設計金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の比率(小数第6位以下切捨て)を他の工種の設計金額に乗じて算出し(1円未満切捨て)、100分の10に相当する額(1銭未満切捨て)を加算した金額をもって契約単価とする。
- 5 契約の締結
落札者と別紙契約書のとおり委託契約を締結する。
- 6 契約保証金
予定総額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の10以上
ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- 7 設計書の数量について
設計書に記載している各工種の数量は、見込数量であり、契約締結後の実施数量を保証するものではない。

仕 様 書

- 1 本仕様書は、安佐北区内道路危険木伐採その他業務[その2]（単価契約）に適用する。
- 2 業務契約後、直ちに業務着手届、現場責任者届、実施計画書を提出すること。
- 3 施行区域は別添図面の区域とし、発注者からの指示書により実施するものとする。指示書の交付を受けた時は、履行期限内に作業を完了させるものとする。
- 4 作業にあたっては、周辺の施設及び家屋等を破損させることのないよう十分注意すること。万一破損させた場合は、受注者の責任において誠実に対応し、原状回復を行うこと。
また、必要に応じて交通誘導員、保安施設を配置し、一般交通に支障を及ぼさないよう十分な注意を払い実施すること。
- 5 民有の樹木の伐採、せん定作業等に伴い発生したせん定枝等については、所有者の了解を得て適正に対応すること。
- 6 伐採、せん定における幹周の計測については、対象樹木の根元の地表面から高さ 1.2mの位置で計測すること。
- 7 支障木せん定の定義について、24 号工～27 号工は樹木の全体的なせん定を行う場合に、28 号工～31 号工はせん定割合が全体の 30%程度の場合に、32 号工～35 号工はせん定割合が全体の 50%程度の場合に使用する。
- 8 高木をせん定した枝葉、伐採木は、産業廃棄物処分業の中間処理を有する再資源化施設に搬入すること。
草、雑木等は、広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
なお、搬入基準を超えるものについては発注者と協議したうえで処分すること。
- 9 業務完了後は、速やかに所定の業務実施報告書に作業写真、実施数量、処分伝票の写しを添えて提出し、検査を受けるものとする。
- 10 本仕様書に定めていない事項については、発注者と協議のうえ決定すること。

広島市安佐北区役所管内図

位置図



積算参考資料

（この資料は、入札参加者の的確な見積りに資するために、発注者が用いた積算資料を参考として提示するもので、請負契約上拘束力を生じるものではなく、誤謬または契約後の条件変化による場合を除き、契約上の変更対象となりません。）

提 示 項 目	提 示 事 項						
諸経費関係	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">工種</th> <th style="width: 33%;">施工地域・工事場所区分</th> <th style="width: 33%;">その他補正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>一般交通影響有②</td> <td>補正なし</td> </tr> </tbody> </table>	工種	施工地域・工事場所区分	その他補正	道路維持工事	一般交通影響有②	補正なし
工種	施工地域・工事場所区分	その他補正					
道路維持工事	一般交通影響有②	補正なし					
建設副産物関係 〔建設発生木材 （伐採木）〕	<p>本業務で発生する建設発生木材(伐採木)は、下記の受入施設に搬出することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">受 入 施 設</th> <th style="width: 70%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業廃棄物処分業の中間処分の許可を有する再資源化施設</td> <td>安佐北区白木町市川 6009 の「協和鋳業(株)白木工場(再資源化施設)」(片道運搬距離 23.9 km) に搬出するよう見込んでいる。 ただし、「協和鋳業(株)白木工場」以外の「産業廃棄物処分業の中間処分の許可を有する建設発生木材再資源化施設」に搬出することを妨げるものではない。</td> </tr> </tbody> </table>	受 入 施 設	備 考	産業廃棄物処分業の中間処分の許可を有する再資源化施設	安佐北区白木町市川 6009 の「協和鋳業(株)白木工場(再資源化施設)」(片道運搬距離 23.9 km) に搬出するよう見込んでいる。 ただし、「協和鋳業(株)白木工場」以外の「産業廃棄物処分業の中間処分の許可を有する建設発生木材再資源化施設」に搬出することを妨げるものではない。		
受 入 施 設	備 考						
産業廃棄物処分業の中間処分の許可を有する再資源化施設	安佐北区白木町市川 6009 の「協和鋳業(株)白木工場(再資源化施設)」(片道運搬距離 23.9 km) に搬出するよう見込んでいる。 ただし、「協和鋳業(株)白木工場」以外の「産業廃棄物処分業の中間処分の許可を有する建設発生木材再資源化施設」に搬出することを妨げるものではない。						
〔建設発生木材 （竹）〕	<p>本業務で発生する建設発生木材(竹)は、下記の受入施設に搬出することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">受 入 施 設</th> <th style="width: 70%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業廃棄物処分業の中間処分の許可を有する再資源化施設</td> <td>安佐北区安佐町小河内字上堂原 4759 の「(有)秀知産業(再資源化施設)」(片道運搬距離 8.7 km) に搬出するよう見込んでいる。 ただし、「(有)秀知産業」以外の「産業廃棄物処分業の中間処分の許可を有する建設発生木材再資源化施設」に搬出することを妨げるものではない。</td> </tr> </tbody> </table>	受 入 施 設	備 考	産業廃棄物処分業の中間処分の許可を有する再資源化施設	安佐北区安佐町小河内字上堂原 4759 の「(有)秀知産業(再資源化施設)」(片道運搬距離 8.7 km) に搬出するよう見込んでいる。 ただし、「(有)秀知産業」以外の「産業廃棄物処分業の中間処分の許可を有する建設発生木材再資源化施設」に搬出することを妨げるものではない。		
受 入 施 設	備 考						
産業廃棄物処分業の中間処分の許可を有する再資源化施設	安佐北区安佐町小河内字上堂原 4759 の「(有)秀知産業(再資源化施設)」(片道運搬距離 8.7 km) に搬出するよう見込んでいる。 ただし、「(有)秀知産業」以外の「産業廃棄物処分業の中間処分の許可を有する建設発生木材再資源化施設」に搬出することを妨げるものではない。						
〔 除草ゴミ等 〕	<p>本業務で発生する除草ゴミ等は、下記の受入施設に搬出することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">受 入 施 設</th> <th style="width: 70%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島市焼却工場</td> <td>安佐南区伴北四丁目 3990 の「安佐南工場」(片道運搬距離 10.8 km) に搬出するよう見込んでいる。 ただし、「安佐南工場」以外の「広島市焼却工場」に搬出することを妨げるものではない。</td> </tr> </tbody> </table>	受 入 施 設	備 考	広島市焼却工場	安佐南区伴北四丁目 3990 の「安佐南工場」(片道運搬距離 10.8 km) に搬出するよう見込んでいる。 ただし、「安佐南工場」以外の「広島市焼却工場」に搬出することを妨げるものではない。		
受 入 施 設	備 考						
広島市焼却工場	安佐南区伴北四丁目 3990 の「安佐南工場」(片道運搬距離 10.8 km) に搬出するよう見込んでいる。 ただし、「安佐南工場」以外の「広島市焼却工場」に搬出することを妨げるものではない。						
その他	<p>本業務の積算については、土木工事標準積算基準書（令和7年8月版）、令和7年12月単価及び公園共通代価表（令和7年12月単価版）を適用している。</p>						